

青少年健全育成の目的に ふさわしい 名称と指定を

日本共産党東京都議会議員団 **とや英津子**

(練馬区選出)



青少年を権利の主体ととらえ
社会的な努力で保護・育成するのが
「青少年健全育成条例」

〇とや委員 共産党のとや英津子です。よろしくお願ひします。

私からも、不健全な図書の改称に関する陳情について伺いたいと思います。

不健全な図書類とは、東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条を根拠に、青少年の福祉を阻害するおそれがあると指定された図書のことだと理解しています。

改めて条例の目的について読ませていただきました。青少年健全育成条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とするというふうにあります。

青少年の健全な育成を図ることが目的としてこの条例ですが、この陳情もこうした側面から検討することが大切だと考えます。

東京都の青少年問題は、警察主導の規制権限の強化ではなくて、都民と行政の努力により解決を図っていくことを基本の方向として、青少年問題協議会などで議論が行われてきました。

石原都政になって以降、条例改定による様々な規

制強化が行われてきたわけですが、それでも、問題のあるページが一定以上あるなどの基準を設けて、一律に規制する包括指定ではなく、一冊ごとに審議会の審議を経て指定する個別指定を維持していることなどに、青少年を人格のある権利の主体として捉えて、言論や表現へのアクセスへの規制は最小限にすること、あるいは、社会的な努力で青少年を保護、育成していくという姿勢が表れていると理解しています。

条例が青少年の性に関する健全な判断能力の育成を掲げていること、そして、業界に自主的な取組を求めていることなども重要だと思っています。

不健全図書に指定されているのは
BLコミックが多い

そこで伺ってきたいんですが、今回の陳情は不健全な図書類の指定に関わる問題ですが、この図書類とはどういうものを指すのかお答えください。

〇油谷治安対策担当部長 販売もしくは頒布または閲覧もしくは観覧に供する目的を持って作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ等を指すものでございます。

〇とや委員 書籍や雑誌、つまり本だと思います。それから文書というのは新聞などのこと。図画や写真は一枚物のプロマイドなど。また、ビデオテープ、

* 陳情の正式名称は「東京都青少年の健全な育成に関する条例における不健全な図書類の改称に関する陳情」です。

それからDVDやコンピュータソフトなどがあると思いますが、条例の二条で定義されていることが分かりました。

では、この五年間に不健全な図書類に指定された図書類の種類、この数はどれくらいになるのかお答えください。

○米今若年支援担当部長 平成二十九年度から令和三年度の間、都は、東京都青少年健全育成審議会の答申を踏まえ、九十四冊の雑誌、書籍を不健全図書類として指定いたしました。

○とや委員 九十四冊指定したということですが、図書類には、指定されたのは全て雑誌、書籍ということであり、DVDなどは指定されていないと聞きました。これは事前に映倫で審査され、レーティングされているからだと説明も受けています。

都のホームページに指定された書籍名が掲載されていますので見ました。雑誌、書籍といっても、ほとんどがコミック。中でもBL、ボーイズラブというジャンルの女性向けの漫画本が多くなっていることが確認できました。

特にこの一年間で指定された十三冊は全てBLコミックで、性的感情を刺激する作品といえ、いわゆる女性の裸を描いたものという従来の指定のイメージからかなり変化している印象を受けています。そこで伺いますが、不健全図書類はどのように選定していくのか、その過程について伺います。

○米今若年支援担当部長 青少年健全育成審議会への諮問に当たりましては、図書類の調査、購入、諮問候補図書類の選定、自主規制団体からの意見聴取という過程を経ております。

○とや委員 審議会の諮問までに、まずは都の担当職員が本屋さん、書店で図書類を購入してくるわけで、これは毎月百冊ほど購入すると伺いました。

コミックは通常、立ち読みできないようにビニールに包まれていますから、タイトルと表紙で判断して購入するということでした。これもすごいなと思っただけです。

そして、職員の皆さんが、諮問候補の図書類を選んで、その本について自主規制団体から意見を伺うと聞いています。大体十数人程度の方々の意見、指定該当とか、指定やむなしとか、保留とか、非該当とか、そういった形で理由が記載された資料が審議会に提出をされています。

そして百冊の中から選ばれた一冊、時には複数冊が諮問され、諮問されたものはほぼ指定に至っている状況だということです。

指定の目的は18歳以上の方への販売禁止ではない

不健全な図書類に指定された場合の措置はどのようになるのか確認をさせていただきます。



文教委員会で質疑する、とや英津子都議（2023.2.9）

○油谷治安対策担当部長 指定図書類につきまして、書店等の事業者には、青少年への販売、閲覧等の禁止や区分陳列等が義務づけられることとなるものでございます。

○とや委員 青少年への販売や閲覧等ができなくなるということですが、実際にはそれだけではなく、先ほども少し出ていましたが、不健全図書に指定されたことで書店に置いてもらえなくなったり、販売そのものをやめてしまったという声を伺いました。

不健全図書に指定された図書については、発売禁止にすることが目的ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○油谷治安対策担当部長 不健全図書の指定は、十

不健全図書類の指定件数（過去20年間）

年度	件数	年度	件数
2002	120	2012	30
2003	143	2013	25
2004	84	2014	23
2005	31	2015	29
2006	29	2016	25
2007	40	2017	27
2008	36	2018	21
2009	32	2019	16
2010	29	2020	14
2011	37	2021	16

都議会文教委員会要求資料より（2023年3月）

八歳以上の方への販売等を制限するのではなく、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としているものでございます。

〇とや委員 十八歳以上の方への販売等を制限するものではないということを確認しました。

自主規制団体と審議会の意見が
かけ離れているとの発言も

それから、現在、指定される図書類のほとんどが、

先ほども申し上げましたが、BLコミックとなつています。BLコミックばかりが指定される理由を伺いたいと思います。

〇米今若年支援担当部長 青少年健全育成審議会に諮問する図書類は、青少年健全育成条例第八条に基づき、条例施行規則第十五条で定める基準に該当するものを選定し、審議会の答申を経て、不健全図書類としております。

〇とや委員 そういうことなんですけれども、結果的にBLコミックが指定されているという現状があります。

そこで伺っておきたいんですが、選定に当たる都職員の男女比、それから審議会の男女比について伺います。

〇米今若年支援担当部長 青少年健全育成審議会への諮問に当たりましては、図書類の調査、購入、諮問候補図書類の選定、自主規制団体からの意見聴取という過程を経ており、現在、男性五名、女性一名、計六名の職員が対応しております。

また、東京都青少年健全育成審議会におきましては、現在、男女それぞれ十名、計二十名の委員に就任していただいております。

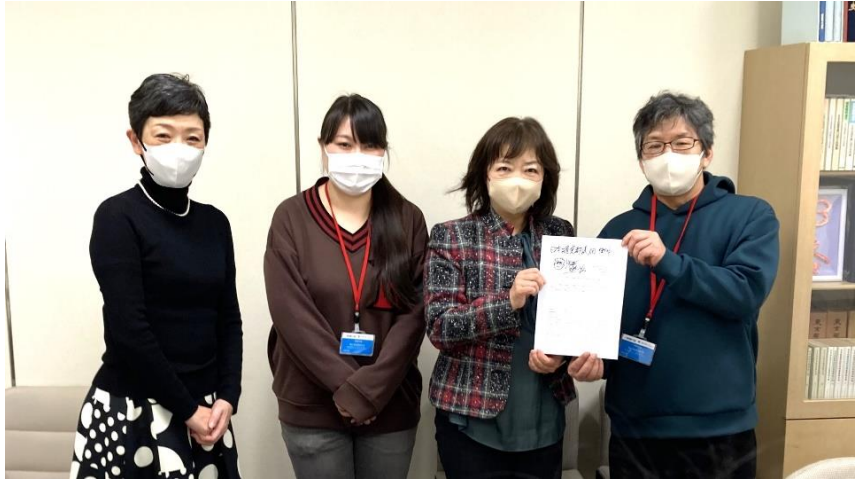
〇とや委員 ありがとうございます。

「不健全図書の改称を望む有志」の漫画家、クリエイターの方々からいただいたメッセージ（2023.2.2）



選定する職員が男性五人、女性が一人と。審議会の方は同数というふうになっていますが、このバランス。特に購入する際の職員のバランスが少し悪いのかなと思います。

審議会の議事録と資料を幾つか拝見をさせていただきますました。自主規制団体の意見を見ると、十人のうち七人程度、七割程度が非該当となっている本もありました。保留と非該当を合わせて四、五割に、四割から五割ですね、になるものもそれなりにあつ



漫画家のみなさんの要請を受ける和泉なおみ（一番左）、とや英津子（右から2番目）の両都議
(2023.2.2)

たわけです。

審議会の議事録では、委員が、自主規制団体と審議会の意見がかけ離れてしまっている。審議会自体が表現を少し抑圧し過ぎていてのではないかと発言しているものも読ませていただきました。

都民の皆さんからは、毎月百冊購入して、ほぼ一冊ずつ指定されるのは、内容の是非よりもノルマの

ようになっていないか。担当の都職員に男性が多いので、BLばかりが選定されるのではないかなど、疑念の声も伺ったところです。

これらが当たっているかどうかはともかく、私としては、青少年の健全育成とは何か、青少年の福祉を阻害するおそれがあるとはどんなことなのか、規制の在り方が青少年にふさわしいものになっているかなど、様々な立場の都民や関係者、また若い世代の人たちも含めて、もっと議論すべきときに来ているんじゃないかなという印象を持ちました。

名称は、成年向けの図書であることが明確にわかるものに

こうした背景が、指定されるのは是とするにしても、不健全な図書類の名称を変えてほしいという陳情につながっているのではないかと思ったところです。

不健全というのは、健全に対しての不健全なのだと思うんですが、曖昧な表現であり、表現の自由との関係では最適とはいえない面もあるんじゃないかというふうに思っています。

陳情の願意には、成年向けの図書であることが明確に分かる名称に改めていただきたいとありますが、条例がこれらの図書を成人に推奨しているわけではないことや、業界自主規制による成年指定などと紛

らわしい名称を避けることも考えながら、例えば、青少年への販売等禁止図書とか、こうした客観的な表現はどうかかなど、関係者の意見をよく聞いて進めべきだと考えます。

私どもとしては、この陳情については採択を主張して、質問を終わります。 ■

ご意見・ご要望をお寄せください

2023年3月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都議院内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>

このパンフレットは、質疑の録音を日本共産党都議団で文字起こししたものです